

# 山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託事業者募集要項

## 1 趣旨

この要項は、山梨県富士山保全協力金現地収納事務を委託するに当たり、その手続等に関し必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の目的

富士スバルライン五合目等において、富士山吉田口ルート登山道の富士山五合目（泉ヶ滝）から先に立ち入る者を対象として、富士山保全協力金に係る周知及び現地受付の設置を行い、富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するための意識を醸成することを目的とする。

## 3 業務の概要

### (1) 委託業務名

山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託

### (2) 業務内容

「山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和5年9月30日まで

### (4) 委託料上限額

20,569,794円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容を参考に、改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

## 4 参加資格

以下の(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 山梨県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人にあつては、その構成員が暴力団員でないこと。

(6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

(7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

## 5 スケジュール

内容	期日
企画提案募集開始	令和5年 5月 8日 (月)
募集要項に関する質問受付期限	令和5年 5月10日 (水) 正午
募集要項に関する質問回答期限	令和5年 5月12日 (金)
企画提案提出期限	令和5年 5月17日 (水) 正午
選定委員会開催、委託事業候補者選定	令和5年 5月18日 (木)
契約締結	令和5年 5月下旬
現地収納事務開始	令和5年 7月1日

## 6 応募手続き

前記3の業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年5月17日 (水) 正午 (必着)

### (2) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県 観光文化・スポーツ部 世界遺産富士山課 富士登山対策担当

電子メール：[fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp)

### (3) 提出方法

山梨県のホームページから企画提案参加申込書等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

なお、提出書類のうち下記(4)ロ 企画提案書は、電子データを上記(2)あてに電子メールにて送付すること。(件名：協力金現地収納事務企画提案書の送付(法人名)とすること。)  
また、企画提案書を送信した場合は、電話にてメールの受信確認を行うこと。

### (4) 提出書類及び部数

イ 企画提案参加申込書 (様式第1号) : 1部

ロ 企画提案書 (様式第2号) : 7部

・書式 : A4縦、頁数 : 10頁以内、文字 : 12ポイント以上

・8(2)審査基準に記載する評価項目に沿って記載すること。

ハ 企画提案参加資格に係る宣誓書 (様式第3号) : 1部

ニ 見積書 (任意様式) : 1部

ホ 直近の事業報告書及び収支決算書 : 1部

ヘ 定款又はこれに代わるものの写し : 1部

ト 法人の登記事項証明書 (提出日において3ヶ月以内に発行されたもの) : 原本1部

チ 役員名簿 (氏名、ふりがな、生年月日が入ったもの) : 1部

リ 納税証明書 (未納がないことの証明) : 原本1部

・山梨県総合県税事務所が発行する県税 (全税目) の納税証明書

・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ヌ その他、県が必要と認める書類 (指示があった場合のみ提出)

## (5) 留意事項

- イ 企画提案は、前記3の(1)の事業に対し1社1案とする。
- ロ 企画提案書は、評価項目に沿って作成すること。
- ハ 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。
- ニ 提出された書類は返却しない。
- ホ 提出後に、応募を取り下げの場合は、取下願（様式第4号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については、全て返却する。
- ヘ 審査は提出された企画提案書により書面で行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取することがある。
- ト 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
  - ・ 前記4の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
  - ・ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
  - ・ 見積額が、前記3の(4)の委託料上限額を上回っているとき。
  - ・ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
  - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
  - ・ その他不正な行為があったとき。
- チ 企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

## 7 提案にあたっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

### (1) 受付期間

令和5年5月10日（水）正午まで

### (2) 質問方法

企画提案に係る質問書（様式第5号）により、電子メールで行うこと。（件名：協力金現地収納事務質問書の送付（法人名）とすること。）また、送信後に電話にてメールの受信確認を行うこと。

### (3) 質問先

山梨県 観光文化・スポーツ部 世界遺産富士山課 富士登山対策担当

電子メール：[fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp)

電話：055-223-1521

### (4) 回答方法

回答は、令和5年5月12日（金）までに、山梨県観光文化部世界遺産富士山課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

## 8 選考方法及び審査基準

### (1) 選考方法

- イ 山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託業者選定委員会を開催し、提出された企画提案内容について、下記(2)の審査基準に基づく書面審査を行い、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った者を第1順位の委託業務実施候補者とする。
- ロ 審査結果は、速やかに郵送により書面で通知する。

## (2) 審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

審査区分	配点	評価項目
① 事業の実行力	45	・業務を確実に実施できる体制を有しているか。(公金及び記念品の管理体制、緊急時の応援体制、夜間対応、受付での確実な来訪者の捕捉)。 ・十分な接遇のできる体制を有しているか。 ・外国人に対応できる体制を有しているか。
② 協力率向上策	35	・若者や団体客の富士山保全協力金の協力率を向上させるために、受託者として何ができるか。 ・富士山保全協力金の協力率を向上させるために、登山口以外での事前周知がより一層重要となるが、受託者として何ができるか。
③ 提案価格	20	・経費の節減を推奨するため、価格評価点を導入する。

## 9 受託事業者との契約等に関する事項

### (1) 契約方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）に定める契約の手続きにより、契約を締結するものとする。

### (2) 委託料の支払条件

支払方法は、県と委託候補者との協議の上、契約書で定める。

### (3) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第109条の2の各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (4) その他

イ 第1順位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う。

ロ 採用された企画提案の実施にあたっては、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。

ハ 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに6(2)の提出先に連絡すること。

ニ その他の事項については、受託者と打合せの上、行うものとする。

## 10 情報公開

県では、この委託業務の「公平性」及び「透明性」を確保するため、企画の募集、選考結果などを県ホームページに公開する。

## 11 問い合わせ先

山梨県 観光文化・スポーツ部 世界遺産富士山課 富士登山対策担当

住所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1521 電子メール：[fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp)

(様式第1号)

# 企 画 提 案 参 加 申 込 書

年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

法人名

代表者氏名

印

山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託事業者募集に応募します。

## 記

### 1 応募事業者の概要

事業者所在地	〒 住所	
事業者名	(フリガナ)	
設立年月日		
代表者 職名・氏名		
主な業務内容		
担当者	部署名	
	氏名	
	電話番号	
	E-mailアドレス	

### 2 添付書類

- ・企画提案書（様式第2号） 7部
- ・企画提案参加資格に係る宣誓書（様式第3号） 1部
- ・見積書（任意様式） 1部
- ・直近の事業報告書及び収支決算書 1部
- ・定款又はこれに代わるものの写し 1部
- ・法人の登記事項証明書（提出日において3ヶ月以内に発行されたもの） 原本1部
- ・役員名簿（氏名、フリガナ、生年月日が入ったもの） 1部
- ・山梨県総合県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書 原本1部
- ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 原本1部

(様式第2号)

## 企画提案書

事業名	山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託
<p>① 事業実績</p> <p>② 富士山保全協力金の現状・問題点と解決策</p> <p>③ 事業の実行力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業務を確実に実施できる体制を有しているか。</li><li>・十分な接遇のできる体制を有しているか。</li><li>・外国人に対応できる体制を有しているか。</li></ul> <p>④ 協力金向上策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・若者や団体客の富士山保全協力金の協力率を向上させるために、受託者として何ができるか。</li><li>・富士山保全協力金の協力率を向上させるためには、登山口以外での事前周知がより一層重要となるが、受託者として何ができるか。</li></ul> <p>⑤ その他</p>	

※項目ごとに記載すること。

(文字：12ポイント以上、頁数：10ページ以内(参考資料含む))

## 企画提案参加資格に係る宣誓書

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託事業の応募にあたり、下記の全ての条件に該当し、参加資格を有していることを宣誓します。

なお、2及び3に関して県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 2 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者
- 3 2の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。
- 4 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日)」による指名停止措置期間中の者ではありません。
- 5 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当する団体ではありません。
- 6 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当する団体ではありません。

(様式第4号)

## 取 下 願

年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地  
法人名  
代表者氏名

印

連 絡 先	電話番号		
	ファクス番号		
	担 当 者	部署名	
		氏名	
		E-mail アドレス	

山梨県富士山保全協力金現地収納事務委託事業者募集において、関係書類を添えて企画提案参加申込書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。



(様式第5号)

## 企画提案（協力金現地収納事務）に係る質問書

年 月 日

山梨県観光文化・スポーツ部世界遺産富士山課 宛て

質問者	法人の名称	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
質問内容		

提出期限：令和5年5月10日（水）正午まで

【提出先】山梨県観光文化・スポーツ部  
世界遺産富士山課 富士登山対策担当  
E-mail : fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp